

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 122
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する
該当施策名 (事業名)	業界関係者に対する法令等の周知	
該当施策の背景・ 目的	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等については、政府を挙げて、その根絶に取り組む必要があり、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(平成29年3月21日関係府省申合せ)。同会議において決定された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」において、業界関係者に対する法令等の周知を実施することとしている。	
該当施策の政策手 段の分類	<ul style="list-style-type: none"> — 法令・制度改正 — 税制改正要望 — 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: — 千円 29年度予算額: — 千円 28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — % — 機構定員要求 — その他(具体的に) 	—
該当施策概要	アダルトビデオ出演強要問題について、出演者が労働者に該当する場合には、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等の対象となり、例えば、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることが罰則をもって禁じられていること(労働者派遣法第58条)等について、業界関係者に対して、周知を行うことを予定しており、周知する内容等について検討中。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	職業安定局需給調整事業課、労働基準局監督課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

基監発 0915 第 2 号

基法発 0915 第 1 号

職需発 0915 第 6 号

平成 29 年 9 月 15 日

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 御中

厚生労働省労働基準局監 督 課 長

(公 印 省 略)

労働関係法課長

(公 印 省 略)

職業安定局需給調整事業課長

(公 印 省 略)

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する関係法令の遵守について (依頼)

日頃から厚生労働行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、詐欺・脅迫的な言動を用いて強制的にアダルトビデオに出演させられる問題等が生じていることから、政府（いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議）では、平成 29 年 3 月 31 日に「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策」、同年 5 月 19 日に「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」を取りまとめました。

アダルトビデオの出演者が下記により労働者に該当する場合には、下記の関係法令の遵守が求められます。

貴団体におかれましては、業務遂行の際にはより一層慎重を期されるとともに、関係者に対して周知及び啓発を図っていただく等、関係法令の遵守のために必要な取組をお願い申し上げます。

記

1. 労働者性の判断基準について

アダルトビデオの出演者（以下「出演者」という。）が「労働者」に該当する場合は、労働関係法令を遵守する必要があります。

労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条においては、「「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」とされていますが、この「労働者」であるかどうかは、雇用契約、業務委託契約といった形式的な契約の名称にかかわらず、基本的には、事業に「使用される」者であるか否か、その対償として「賃金」が支払われているか否かによって判断されることとなります。

しかしながら、現実には、指揮監督の程度及び態様の多様性、報酬の性格の不明確さ等から、この判断が困難な場合があります。その場合には、労働者性の判断に当たっては、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素をも勘案して、総合的に判断されることとなります。

(参考) 労働基準法における「労働者」とされた事例

大阪高等裁判所 昭和41年9月29日判決

店舗型性風俗特殊営業の経営者と当該店舗にて接客を行う者との間に使用従属関係及び賃金支払関係があり、かつ、同事業を接客業に該当するものと認めて、労働基準法の適用を肯定した事例。

2. 留意すべき主な労働関係法令の規定

1により出演者に労働者性が認められる場合は、以下の規定をはじめとした各種労働関係法令の遵守にご留意ください。

(1) 労働者の就労について

① 強制労働の禁止について

暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不等に拘束する手段をもって労働者の意に反する労働を強制することは、労働基準法第5条により禁止されています。これに違反した者は、労働基準法第117条により、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられます。

② 年少者の有害業務への就業の禁止について

満 18 歳に満たない者を酒席に侍する業務、特殊の遊興的接客業における業務（カフェー、バー、ダンスホール等において客に接する業務）等に就かせることは、労働基準法第 62 条により禁止されています。これに違反した者は、労働基準法第 119 条により、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

(参考)

(1) 労働基準法における「強制労働」とされた事例

山口地方裁判所 昭和 40 年 12 月 14 日判決

カフェーの経営者が、労働者に離職したい意思があることを知るや、労働者に借金を背負わせることにより、離職を阻止して労働を強制した事案につき、労働基準法第 5 条違反に当たるとされた事例。

(2) 労働基準法における「酒席に侍する業務」とされた事例

名古屋高等裁判所金沢支部 昭和 44 年 12 月 2 日判決

カフェーの経営者が、18 歳未満の労働者に酒客に対する接待、わいせつな行為等をさせていた事案につき、労働基準法第 62 条違反に当たるとされた事例。

(2) 労働契約について

① 賠償予定及び前借金相殺の禁止について

労働契約の不履行について損害賠償額等を予定する契約をすることや労働することを条件とする前貸の債権と労働者の賃金を相殺することは、労働基準法第 16 条及び第 17 条により禁止されています。これらに違反した者は、労働基準法第 119 条により、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

② 民事上の効力について

労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づき締結されるものであり、芸能プロダクション等と労働者の間で、強迫や詐欺等により、労働者の自由意思に基づかずに労働契約が締結された場合、民事上無効とされる可能性があります。

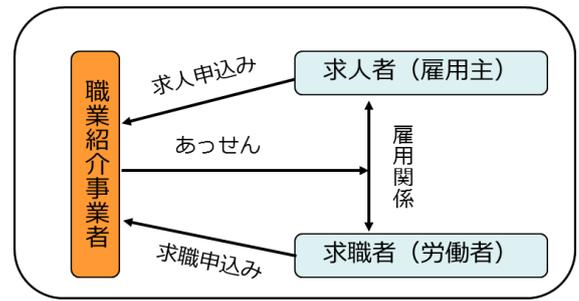
(3) 職業紹介、労働者の募集又は労働者供給について

厚生労働大臣の許可の有無又は労働者本人の同意の有無にかかわらず、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務（以下「有害業務」という。）に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 63 条第 2 号により、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられます。

<職業紹介>

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間の雇用関係の成立をあっせんすることをいいます。

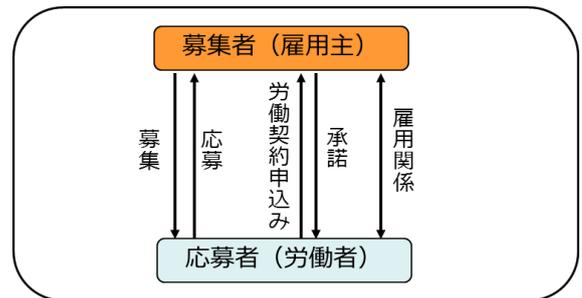
(職業安定法第4条第1項)



<労働者の募集>

労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいいます。

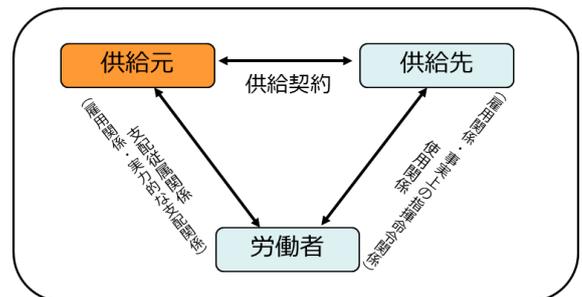
(職業安定法第4条第5項)



<労働者供給>

供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいいます。労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けた場合を除き、禁止されています。

(職業安定法第4条第6項、第44条及び第45条)



(参考) 職業安定法における「公衆道徳上有害な業務」とされた事例

東京地方裁判所 平成8年11月26日判決

わいせつビデオ映画の製作販売会社が制作するわいせつビデオの女優として稼働することを説得勧誘した事案につき、「心身の発達途上にある15歳の女子中学生が自慰などをし、その場面を撮影させて報酬を得る」という業務が、職業安定法第63条第2号にいう「公衆道徳上有害な業務」に該当するとされた事例。

(4) 労働者派遣について

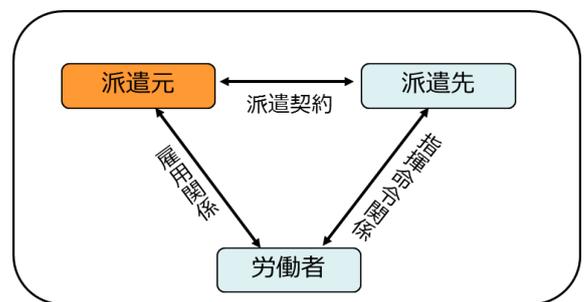
厚生労働大臣の許可の有無又は労働者本人の同意の有無にかかわらず、有害業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 58 条により、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられます。

また、上記 2（1）①の強制労働の禁止については、派遣元及び派遣先が責任を負い、2（1）②の年少者の有害業務への就業の禁止については、派遣先が責任を負うこととされています。

<労働者派遣>

労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいいます。

（労働者派遣法第 2 条第 1 号）



(参考) 労働者派遣法における「公衆道徳上有害な業務」とされた事例

東京地方裁判所 平成 6 年 3 月 7 日判決

芸能プロダクションとその代表者らが、雇用する労働者である女優をアダルトビデオ制作会社に派遣したという事案につき、アダルトビデオへの出演行為は、労働者派遣法第 58 条の「公衆道徳上有害な業務」に該当するとした事例。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 129
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	②	② 婦人保護事業の在り方の検討 社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援の内容等を中心とした実態把握を行う。
該当施策名 (事業名)	婦人保護事業	
該当施策の背景・目的	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、保護・援助を必要とする状態等にある女子について、相談・支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ること等を目的としている。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 18,908,436 千円 の内数
		29年度予算額: 17,697,487 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: 14,409,189 千円 の内数
		28年度決算額: 11,489,656 千円 の内数
	使用割合: — %	
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	<p>平成29年度においては、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方についての検討を行うため、調査研究において、婦人相談所等における支援の内容等を中心として実態把握を行うとともに、若年女性に対する民間団体による支援の実態についても把握する。</p> <p>平成30年度においては、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう引き上げについて予算要求している。また、若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業の実施について予算要求している。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	90	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護事業の各機関

(29年度当初予算額)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成28年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約10億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

婦人相談員

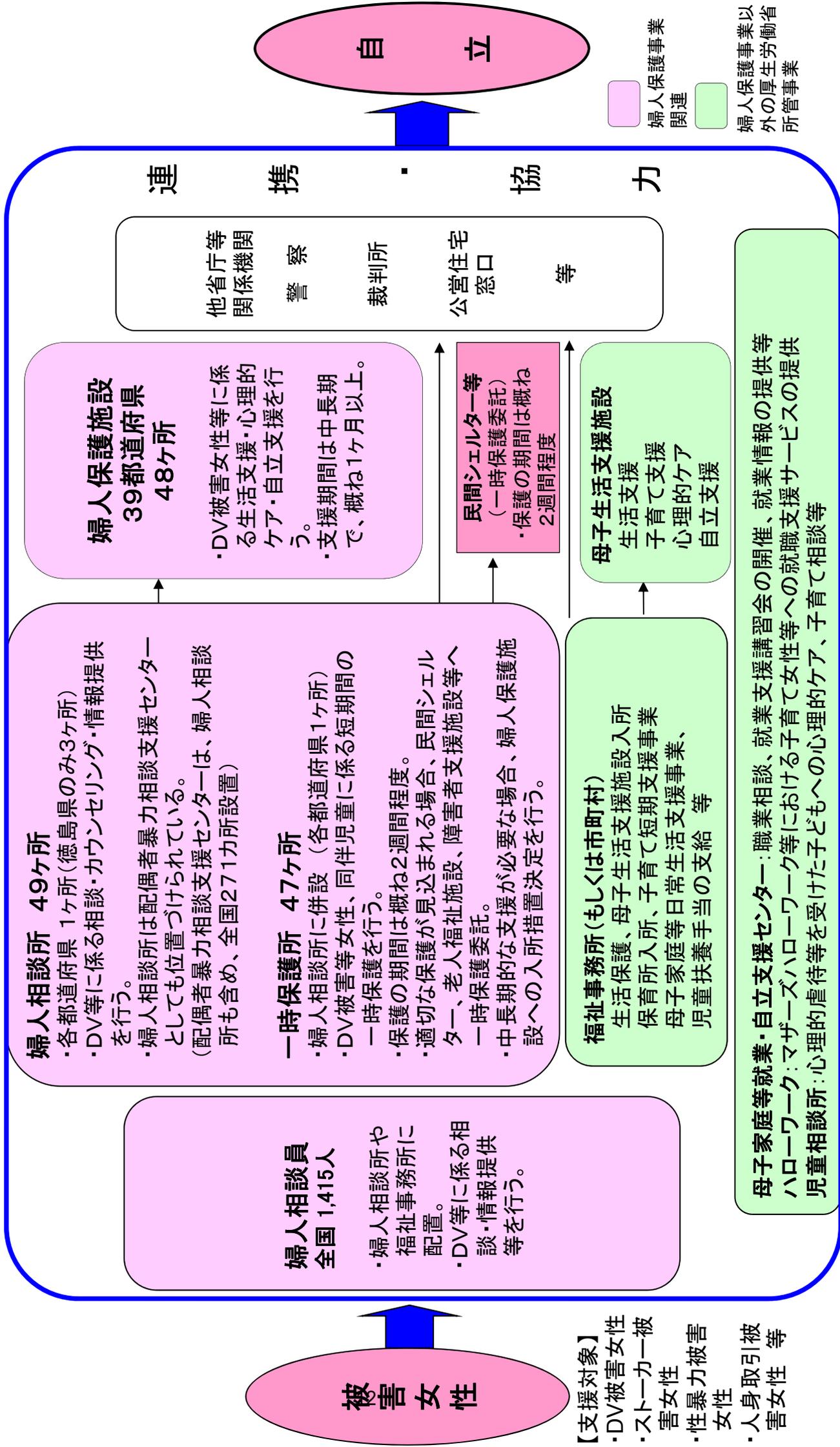
- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1,415人(平成28年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に48か所(平成28年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約13億円)

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注)婦人相談員、婦人相談所の数は平成28年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成28年11月1日現在

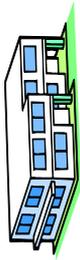
若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設

（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>

都道府県・市・特別区



★ 4つのアプローチで若年（被害）女性の早期からの自立を支援

- ① アウトリーチ支援【必須】
- ② 関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）【必須】
- ③ 居場所の確保【任意】
- ④ 自立支援【任意】

事業の全部又は一部を委託可能

民間団体



国 補助

① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆ 夜間見回り・声かけ
- ◆ 相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③ 居場所の確保

- ◆ 一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

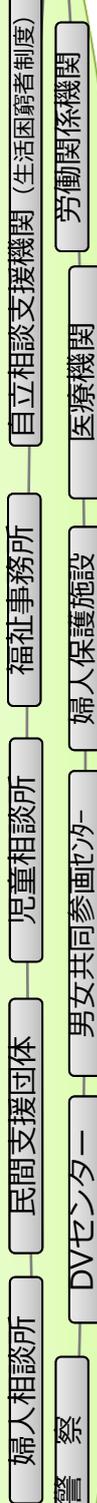
④ 自立支援

- ◆ 学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

② 関係機関連携会議の設置等

（関係機関との連携）

- ◆ 実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆ 身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）



若年被害女性等

（JKビジネス入被害者等
家出少女・AV出演強要）

